

地域共生社会と 地域福祉計画・地域福祉活動計画について

～ 目 次 ～

1	計画の策定に当たって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	地域福祉とは	2
3	地域福祉に関する国や制度の動き	3
2	計画の概要	12
1	計画の性格	12
2	根拠法について	12
3	地域福祉計画	13
4	地域福祉活動計画	14
5	一体的な策定	14
6	計画の位置付け	15
7	計画の期間 (案)	16

1 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

我が国においては、総人口の減少を背景とする少子高齢化や核家族化、高齢者世帯の増加や小世帯化などを要因として、地域におけるコミュニティ意識の希薄化、地域活動の担い手の高齢化や人材不足など、地域で支え合う力の弱体化が問題となっています。

また、まちづくりの課題や住民のニーズが複雑かつ多様化する中で、子どもや高齢者への虐待、孤立死、いじめ、閉じこもり、景気の低迷を背景とした生活困窮者の増加や定職を持たない若者の増加など、様々な社会問題も顕在化しています。

このような新たな地域課題への対応も見据えて、将来に向けて、誰もがいきいきと生活することができる社会としていくためには、保健・医療・福祉等の制度によるサービスだけでなく、地域の絆によって住民相互が支え合い、助け合う活動が活発に展開されていくことが重要です。

本市では、平成16年3月に「鳥取市地域福祉計画」を策定し、「明日を見つめ、英知を出し合って 心なごむ社会を築こう」を基本理念として地域福祉を推進してきました。特に、地域におけるネットワークのあり方に重点を置き、市民と行政の協働によって地域福祉を進めていくことを目標として、様々な施策に取り組んできました。

一方で、本市においても少子高齢化、小世帯化や一人暮らし高齢者の増加など家族形態を取り巻く環境の変化に伴い、地域における助け合う力が徐々に弱まりつつあります。複合的な福祉問題を抱えた世帯、制度の狭間にあって既存の福祉サービス等を受けられない世帯の問題など、新たな福祉課題が生じています。

増大する課題を解決するためには、地域福祉のより一層の推進が必要です。

本市では、これまでの地域福祉の取組における現状や課題の整理を踏まえ、社会情勢の変化や新たな市民ニーズに対応し、安心して暮らすことができる地域福祉を推進するため、「鳥取市地域福祉計画・地域福祉活動計画（以下「本計画」と表記。）」を策定します。

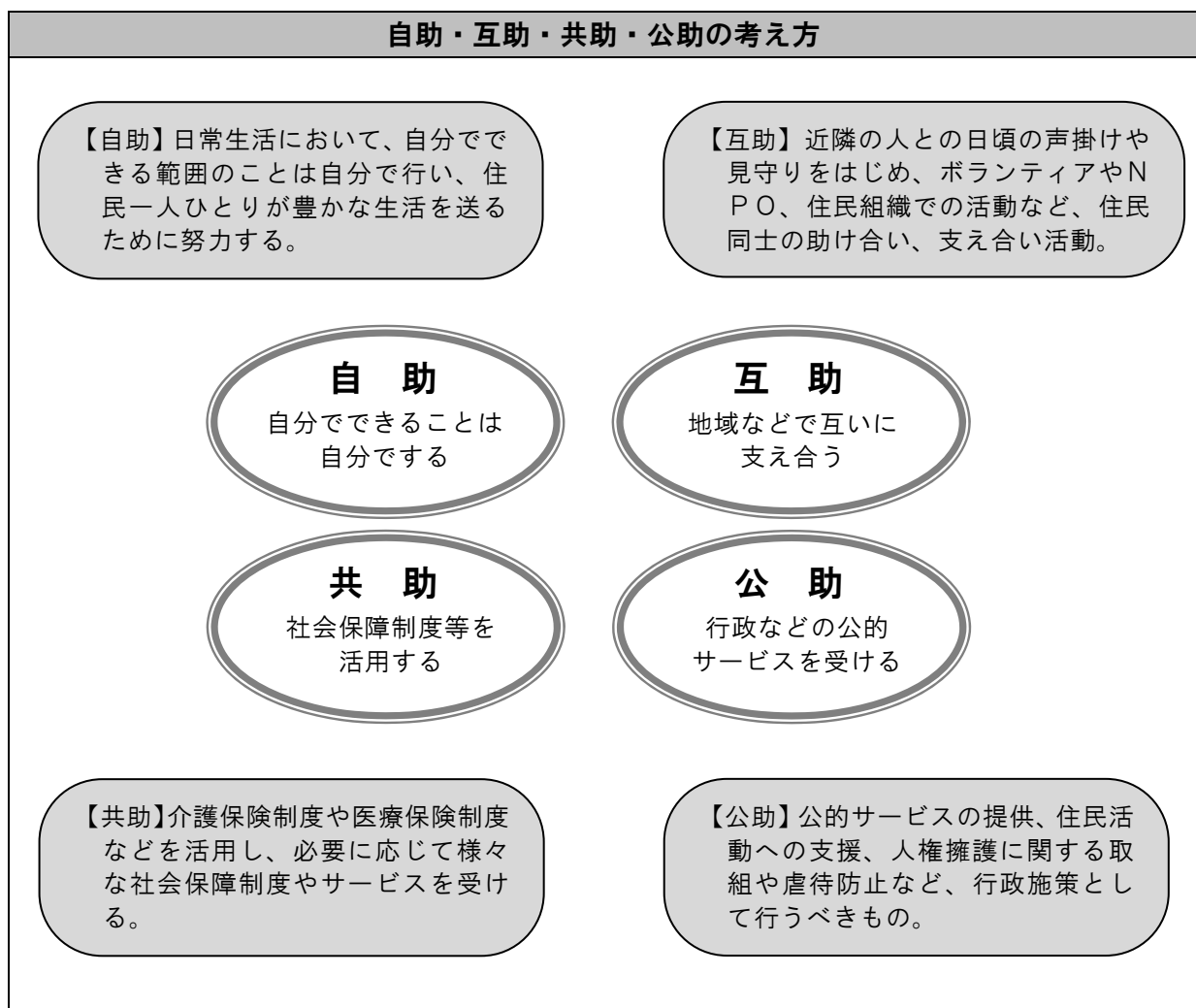
「地域福祉計画」は、地域福祉推進の主体である市民などの参画を得ながら、地域の様々な福祉課題を明らかにし、その解決に向けた施策や取組を体系的にとりまとめた計画です。一方、「地域福祉活動計画」は、鳥取市社会福祉協議会が主体となって策定する、福祉活動を担う地域住民やボランティアなどの自主的・自発的な取組について体系化した、民間活動の自主的な行動計画として位置付けられます。

本市と鳥取市社会福祉協議会では、両者の連携を図り、より効果的に地域福祉を推進するために、両計画を一体的に策定します。

2 地域福祉とは

「地域福祉」とは、手助けや支援を必要としている人が抱える生活上の様々な問題や課題を、高齢者や障がい者、子どもといった対象別ではなく、「地域」を中心として、共に助け合い、支え合いながら、暮らしやすいまちづくりを進めていこうとする取組のことを言います。

そのためには、「日頃、身の回りで起こる問題は、まず個人や家庭の努力で解決（自助）し、個人や家族内で解決できない問題は、隣近所やボランティア、NPOなどの活動（互助）で解決する。さらに、介護保険制度、医療保険制度など社会保障制度等を活用する相互扶助（共助）、地域で解決できない問題や公的な制度としての福祉・保健・医療その他の関連する施策に基づくサービス供給等、行政でなければできないことは行政が中心となって解決する（公助）」といった、重層的な取組が必要です。



3 地域福祉に関する国や制度の動き

(1) 改正社会福祉法（平成30年4月1日施行）の概要

平成29年6月公布の「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）」により、社会福祉法の一部改正が行われました。市町村においては、包括的な支援体制の整備（第106条の3）の他、市町村地域福祉計画の策定（第107条）に努めるものとされています。

包括的な支援体制の整備

第百六条の三 市町村は次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- 三 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする

社会福祉法（抜粋）

第106条の3第2項に基づく指針については、次の3つの地域づくりの方向性が示されています。

地域づくりの3つの方向性「互いに影響し合い、「我が事」の意識を醸成」

- ①「自分や家族が暮らしたい地域を考える」という主体的・積極的な取組の広がり
- ②「地域で困っている課題を解決したい」という気持ちで活動する住民の増加
- ③「一人の課題」について解決する経験の積み重ねによる誰もが暮らしやすい地域づくり

この他、地域福祉に関連する事項として、国では生活困窮者自立支援法（平成27年4月施行）の地域福祉計画への反映、重要な担い手である地区民生委員・児童委員の活動環境の整備を推進することとしています。また、平成28年4月に成立した「成年後見制度利用促進法（成年後見制度の利用の促進に関する法律）」では、市町村は「成年後見制度利用促進計画」の策定が努力義務化されました。

(2) 市町村における包括的な支援体制の整備

市町村において、改正社会福祉法第106条の3に基づく「包括的な支援体制の整備」が求められる現状と課題及び体制整備の考え方として、次のような内容が示されています。

地域福祉をめぐる現状と課題
<ul style="list-style-type: none"> ●世帯の複合課題 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢の親と働いていない独身の50歳代の子が同居している世帯（いわゆる「8050問題」） ・介護と育児に同時に直面する世帯（いわゆる「ダブルケア」） ・障がい児の親が高齢化し介護を要する世帯 ・様々な課題が複合して生活が困窮している世帯 ●制度の狭間にある課題 <ul style="list-style-type: none"> ・制度の対象外、基準外、一時的なケース ●自ら相談に行く力がない <ul style="list-style-type: none"> ・頼る人がいない、自ら相談に行くことが困難 ・社会的孤立・排除、一例である「ごみ屋敷」、地域住民から見ると「気付いていても何もできない」（見て見ぬふり） ●地域の福祉力の脆弱化 <ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢化や人口減少の進行、自治会・町内会の加入率減少などによる地域で課題を解決していくという地域力の脆弱化 ●新たな地域課題 <ul style="list-style-type: none"> ・単身世帯の増加、賃貸住宅への入居時の保証の問題、入院時の対応や看取り、死亡後の対応など成年後見を含め新たな生活支援が必要
体制整備の考え方
<p style="text-align: center;">高齢者 地域包括ケアシステムの構築 地域包括支援センター (高齢者を対象にした相談機関)</p> <p style="text-align: center;">共生型サービス</p> <p style="text-align: center;">障がい者 地域移行・地域生活支援 基幹相談支援センター等 (障がい者を対象にした相談機関)</p> <p style="text-align: center;">生活困窮者支援</p> <p style="text-align: center;">子ども・子育て家庭 地域子育て支援拠点 子育て世代包括支援センター (子ども・子育て家庭を対象にした相談機関)</p>

各 制 度 の 変 遷

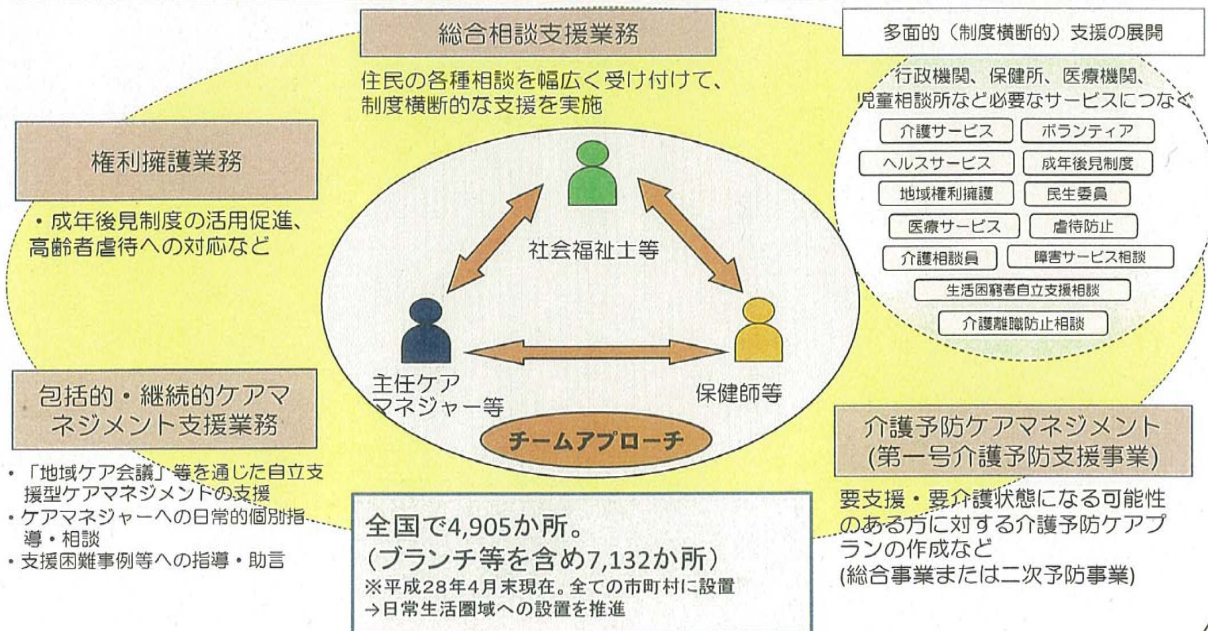
	高齢者施策	障害者施策	子育て関係施策	生活保護・生活困窮者施策	社会福祉・地域福祉
1989	ゴールドプラン ・施設整備量等の整備目標を設定				
1990	福祉8法改正 ・在宅福祉サービスの位置付けの明確化				
1993					福祉活動参加指針
1994	新ゴールドプラン		エンゼルプラン		
1995		障害者プラン			
1998					社会福祉基礎構造改革 ・社会福祉サービスの利用方法 ・社会福祉法人の在り方 ・利用者の権利擁護の方策
2000	介護保険法施行 ゴールドプラン21		新エンゼルプラン		社会福祉事業法等改正 ・「社会福祉法」に改称 ・第1条の目的規定と第4条に「地域福祉の推進」を明記 ・地域福祉計画を位置づけ ・利用者保護のための制度の創設
2001			待機児童ゼロ作戦		
2003		改正身体/知的障害者福祉法施行 ・支援費制度開始 「措置」から「契約」による利用者制度の変更	次世代育成支援対策推進法 子ども・子育て応援プラン		
2005	介護保険制度改正 ・新予防給付の創設 ・地域支援事業-地域密着型サービス-地域包括支援センターの創設 等	障害者自立支援法 ・3障害(身体・知的・精神)の一元化 ・利用者本位のサービス体系に再編 ・就労支援の抜本的強化 等		自立支援プログラム導入	2

各 制 度 の 変 遷 (続 き)

	高齢者施策	障害者施策	子育て関係施策	生活保護・生活困窮者施策	社会福祉・地域福祉
2008			新待機児童ゼロ作戦		
2010			子ども・子育てビジョン		安心生活創造推進事業 ↓ 報告書
2012	改正介護保険法施行 ・地域包括ケアシステムの推進 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護・複合型サービス創設 ・総合事業の創設		子ども・子育て関連三法 ・認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付及び小規模保育等への給付の創設 ・認定こども園制度の改善 ・地域の子ども・子育て支援の充実(利用者支援、地域子育て支援拠点など)		
2013		障害者総合支援法施行 ・難病患者等への対象拡大 ・重度訪問介護の対象拡大 ・共同生活介護の共同生活援助への一元化 ・地域移行支援の対象拡大 ・地域生活支援事業の追加		生活保護法改正 ・就労による自立の促進 ・不正・不公正受給対策の強化 ・医療扶助の適正化 ↓ 施行	生活困窮者自立支援法制定 ・生活困窮者の「自立相談支援事業」を必須事業として規定 ↓ 施行
2014	医療介護総合確保推進法 [介護保険法の改正] ・在宅医療・介護連携の推進 ・生活支援サービスの充実・強化 ・予防給付を地域支援事業に移行 ・新しい総合事業の創設等 ↓ 施行				
2015			施行	施行	社会福祉法改正 ・社会福祉法人の地域貢献
新たな福祉の提供ビジョン					
2016		障害者総合支援法改正 ・障害者の望む地域生活の支援	母子保健法改正 ・子育て世代包括支援センターの法定化		
ニッポン一億総活躍プラン					
「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部設置					

地域包括支援センターについて

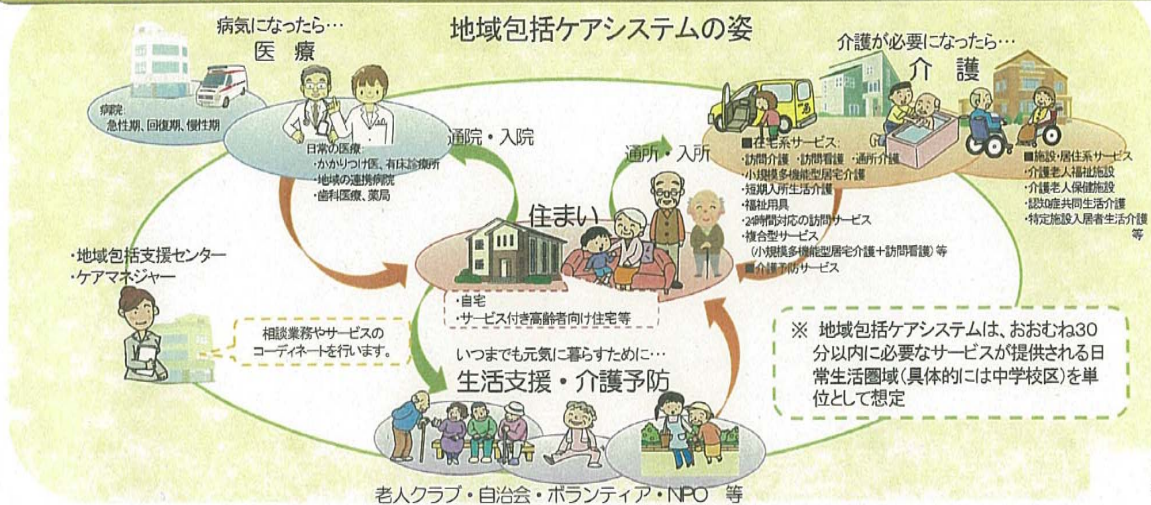
地域包括支援センターは、市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域の住民を包括的に支援することを目的とする施設。（介護保険法第115条の46第1項）



4

地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差。
- 地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。

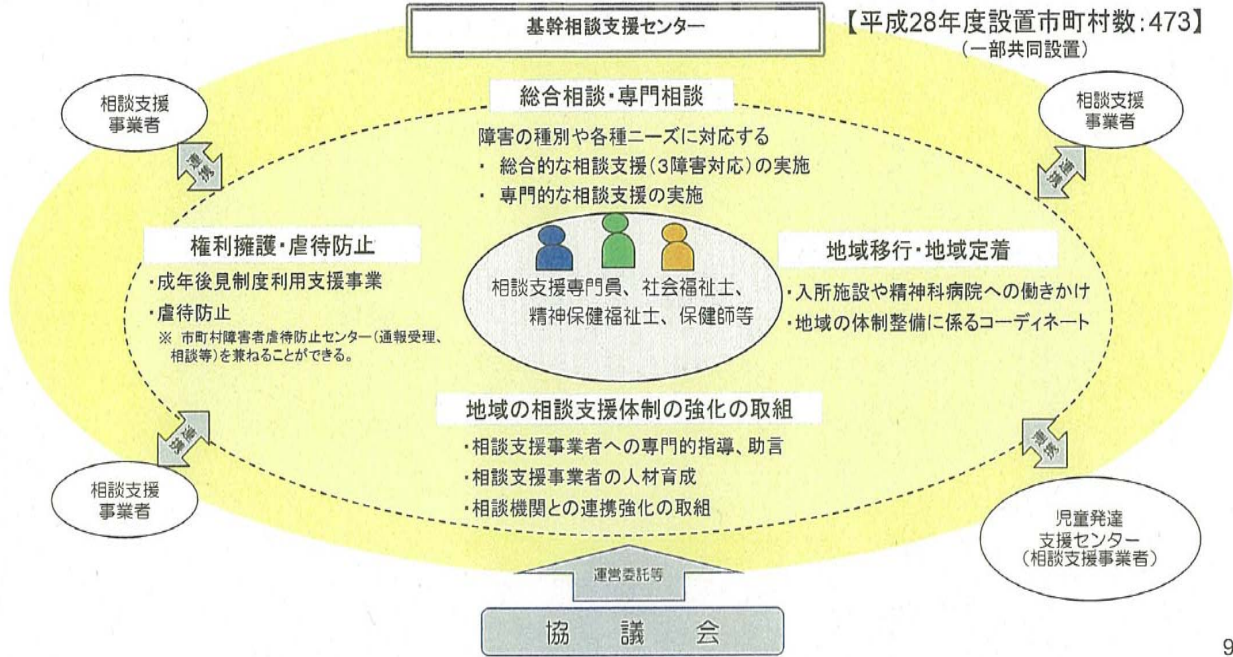


5

基幹相談支援センターの役割のイメージ

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う。

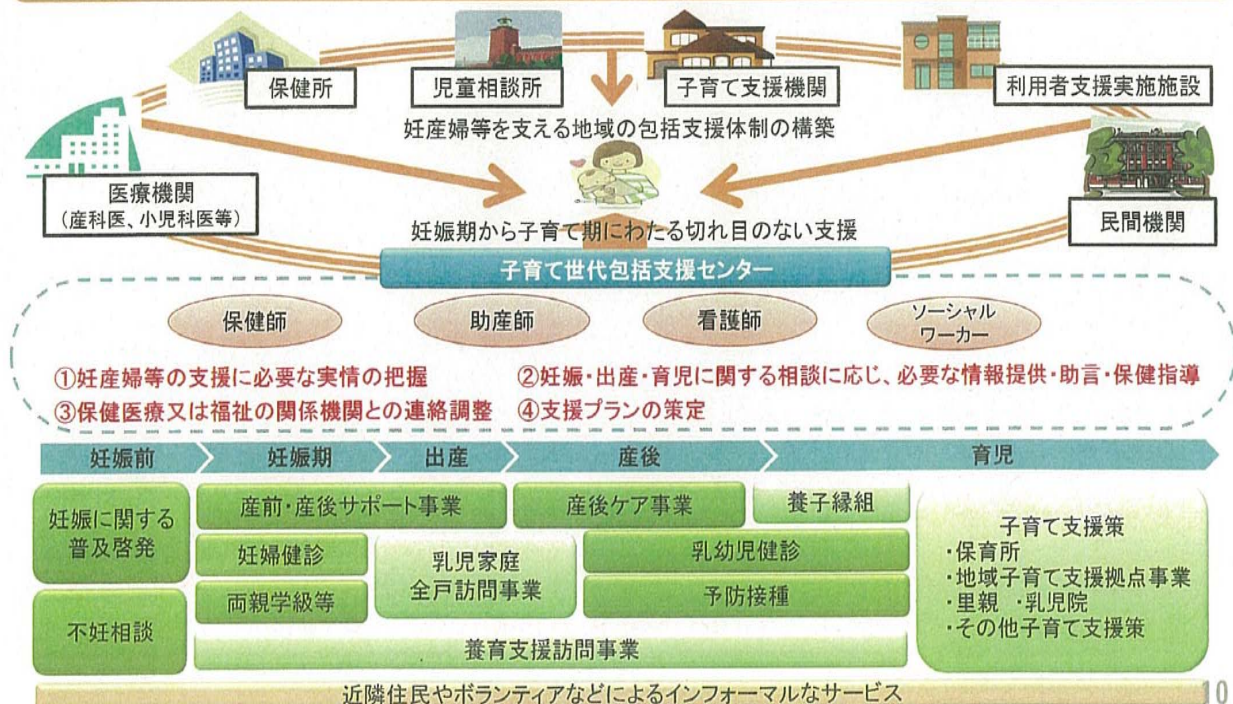
※ 平成24年度予算において、地域生活支援事業費補助金により、基幹相談支援センターの機能強化を図るための、①専門的職員の配置、②地域移行・地域定着の取組、③地域の相談支援体制の強化の取組に係る事業費について、国庫補助対象とした。
また、社会福祉施設等施設整備費補助金等により、施設整備費について国庫補助対象とした。



9

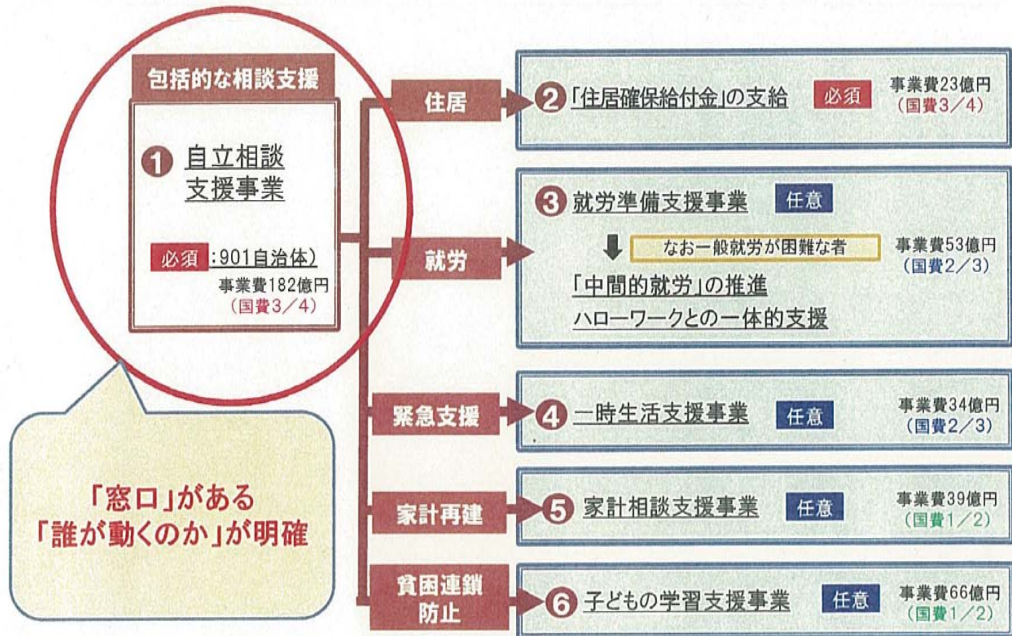
子育て世代包括支援センターの全国展開

- 妊娠期から子育て期にわたる支援を切れ目なく提供するために、子育て世代包括支援センターを立ち上げる。
 - 保健師等を配置してきめ細かな相談支援等を行うことにより、地域における子育て世帯の「安心感」を醸成する。
 - 子育て世代包括支援センターを法定化(※法律上の名称は「母子健康包括支援センター」母子保健法・平成29年4月1日施行)。
- > 実施市町村数: 296市区町村(720か所)(平成28年4月1日現在) > おおむね平成32年度末までに全国展開を目指す。



10

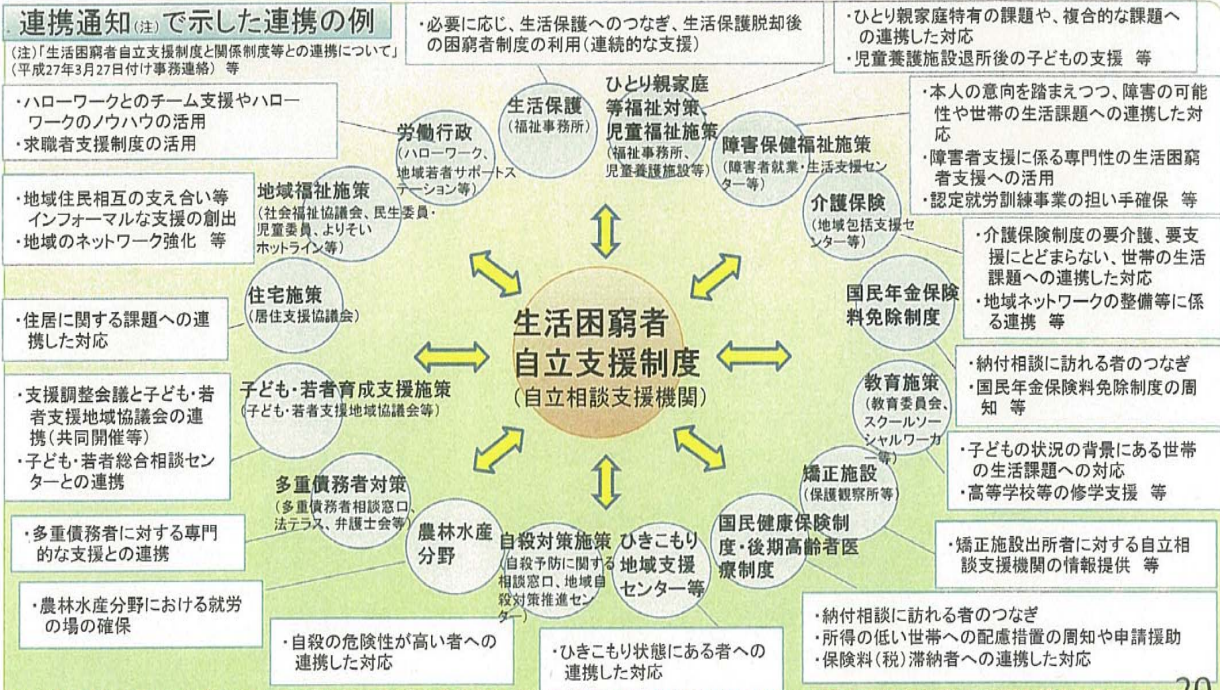
生活困窮者自立支援制度の概要



19

生活困窮者自立支援制度における他制度との連携について

- 生活困窮者自立支援制度においては、自立相談支援事業を中核に、任意事業の活用や他制度との連携により、本人の状態像に応じたきめ細かい支援を実施することが重要。
- また、地域資源の開発に当たっても、他制度のネットワークや他機関と連携することが重要。



※上記の例にとどまらず、本人の自立支援に資する他制度と連携した支援のあり方については国や自治体において引き続き検討していく。

20

(3) 地域共生社会の実現

地域共生社会とは、高齢者、障がい者、子どもなど制度や分野ごとの『縦割り』や、「支える側（支え手）」「支えられる側（受け手）」という関係を超えて、「相互に支え合える」ことを目指して、市民や地域の多様な主体が、あらゆる分野の活動に参画し、それぞれが役割を持ち、支え合いながら暮らすことができる社会のことをいいます。

「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）【概要】



(4) 高齢者福祉・介護保険制度の動き

わが国の高齢化は今後さらに進行し、医療や介護の需要も増大すると見込まれています。こうした中、介護保険制度を将来にわたり維持しつつ、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、限りある社会資源の有効な活用を踏まえ、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が求められており、国においては、介護が必要な高齢者が急速に増加すると見込まれる平成37年までに構築することを目指しています。

平成30年度からスタートした第7期介護保険事業は、現制度に沿って進められた地域包括ケアシステムを確立し、具体化させていくための重要な時期とされています。

本市の第7期計画においては、「住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまちづくり」を基本理念とし、地域福祉について市民の理解を深め、自主的な健康づくりや地域の見守り等を促進する「地域共生社会の実現に向けて地域包括ケアシステムの充実を目指す」ことを基本目標として定めています。

全ての高齢者が、住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けていけるよう、福祉サービスのみならず、地域活動や生きがいつくり等も含めた、総合的な保健福祉の向上を図ることに軸足を置いて策定しています。

(5) 障がい者制度の動き

平成28年5月に成立した「障害者総合支援法」の改正法では、施設やグループホームを利用していた人を対象とする、定期巡回・随時対応サービス（自立生活援助）の創設をはじめ、重度訪問介護の訪問先の拡大、医療的ケアを要する障がい児について、自治体に保健・医療・福祉連携を促すことなどが示されています。

このほか、平成25年6月には「障害者雇用促進法（障害者の雇用の促進等に関する法律）」の改正（平成28年4月一部施行）や、平成25年6月「障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）」の成立（平成28年4月施行）など、障がいのある方を取り巻く環境は大きく変化しています。

本市においては「鳥取市障がい者計画」及び「第5期鳥取市障がい福祉計画・第1期鳥取市障がい児福祉計画」に基づいて、施設入所者の地域生活への移行、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築等の様々な障がい者支援施策に取り組んでいます。

(6) 子育て支援制度の動き

平成27年度からスタートした「子ども・子育て支援新制度」では、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野で、子育て支援体制の構築が求められています。

本市においては、平成27年3月に策定した「鳥取市子ども・子育て支援事業計画」において、「子ども 親 地域が輝く 子育て応援都市 とっとり」を基本理念とし、親が喜びや生きがいを感じながら安心して子育てをすることができ、本市の未来を担うすべての子どもが明るく健やかに成長できるよう、これまでの子育て支援施策の取組を踏まえ、本市で生まれ育つ全ての子どもが健やかに成長する環境と、地域全体で子育てを支える取組の充実に向けて、ふれあい学級（幼児学級）、地域型保育事業の促進等の様々な施策を推進しています。

(7) 生活困窮者自立支援制度の動き

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずることを定めた「生活困窮者自立支援法」が、平成27年4月に施行されました。

直面する複合的な生活課題に対し、個々の置かれている状況を明らかにし、就労への支援や家計についての相談支援といった、これまで福祉分野で十分に行えていない支援を加え、対象者の属性に関わりなく、複合的な課題に対する包括的な取組を推進することとしています。

(8) 自死対策の動き

日本の年間自死者数は、平成22年以降7年連続で減少し、平成24年には15年ぶりに3万人を下回り、平成28年では2.2万人にまで減少してきています。しかし、依然として自死者数は年間2万人を超えており、人口10万人当たりの自死者数(自殺死亡率)は、主要先進7か国の中でも上位となっています。

自死対策は、社会における「生きることの阻害要因(自死のリスク要因)」を減らし、「生きることの促進要因(自死に対する保護要因)」を増やすことを通じて、社会全体の自死リスクを低下させることを目指して、平成29年に新たな「自殺総合対策大綱」が閣議決定されました。

2 計画の概要

1 計画の性格

「地域福祉計画」とは、社会福祉法第107条の規定に基づき、地域福祉の推進に取り組むための総合的な計画として、市町村が策定する「市町村地域福祉計画」です。

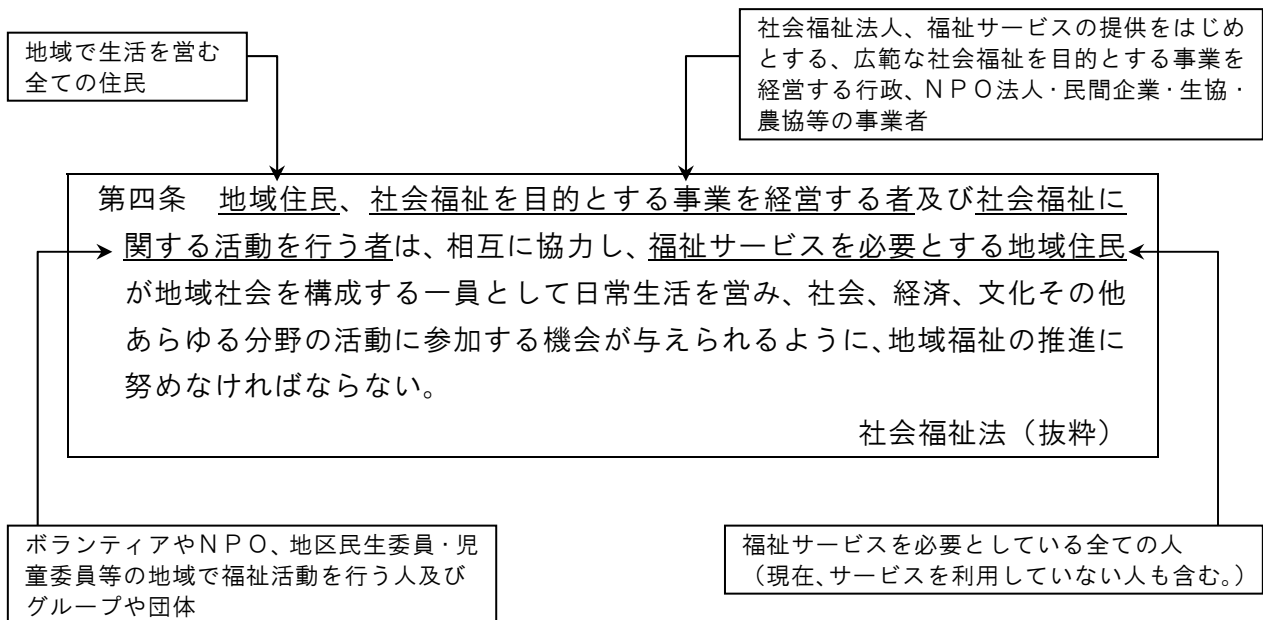
本市では「第10次鳥取市総合計画」に即し、社会福祉法に規定された地域福祉の推進に関する事項を基本に策定し、他の福祉関連計画との関係について、整合性、関連性を保ち、地域福祉の共通の理念を示す総合的な計画となるものです。

一方、「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条の規定に基づき、地域福祉の推進に取り組むための実践的な計画として、社会福祉協議会が策定する計画です。社会福祉協議会は、その事業展開において重要な位置を占めることになります。

地域福祉計画及び地域福祉活動計画は、ともに地域福祉を推進していくための計画であり、地域住民や団体、行政との協働など、理念や考え方などでも重なるところが多く、相互に連携することが必要です。

2 根拠法について

「社会福祉法」では、第4条において、今後の社会福祉の基本理念の一つとして「地域福祉の推進」を掲げるとともに、地域福祉を推進する主体と目的を定め、地域における福祉施策や住民の福祉活動を総合的に展開することを求めています。



3 地域福祉計画

地域福祉計画は、本市の将来を見据えた地域福祉のあり方や、地域福祉推進のための基本的な施策の方向を定めるもので、地域福祉を推進するための総合的な計画であり、福祉及び保健分野の個別計画を横断的につなぐ計画です。

(市町村地域福祉計画)

第七十条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、または変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

社会福祉法（抜粋）

4 地域福祉活動計画

地域福祉活動計画は、「住民」「地域で福祉活動を行う者」「福祉事業を経営する者」が相互に協力・連携して、地域福祉の推進を目的とする実践的な行動計画として、具体的な取組が明示されたもので、福祉活動を行う地域住民やボランティアなどの自主的・自発的な取組について体系化した、民間活動の自主的な行動計画として策定します。

地域福祉計画との整合性を図りながら、社会福祉法第109条で地域福祉の推進役として位置付けられた社会福祉協議会が中心となって策定します。

また、地域住民や福祉活動の担い手の個別的な状況にも配慮するとともに、制度的に未着手の分野にも先駆的・開拓的に事業展開し、住民の主体的な福祉活動やコミュニティづくり活動の推進、そのための人材育成などが特徴となっています。

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

社会福祉法（抜粋）

5 一体的な策定

地域福祉計画及び地域福祉活動計画は、ともに地域福祉を推進していくための計画であり、地域住民や団体等と行政との協働など、理念や考え方などでも重なるところが多く、相互に連携することが必要不可欠となっています。

本市及び鳥取市社会福祉協議会では、両計画の策定過程の共通化と取組の協働を図り、改めて本市の地域福祉の方向性と相互の役割等を確認し、一体的に策定します。

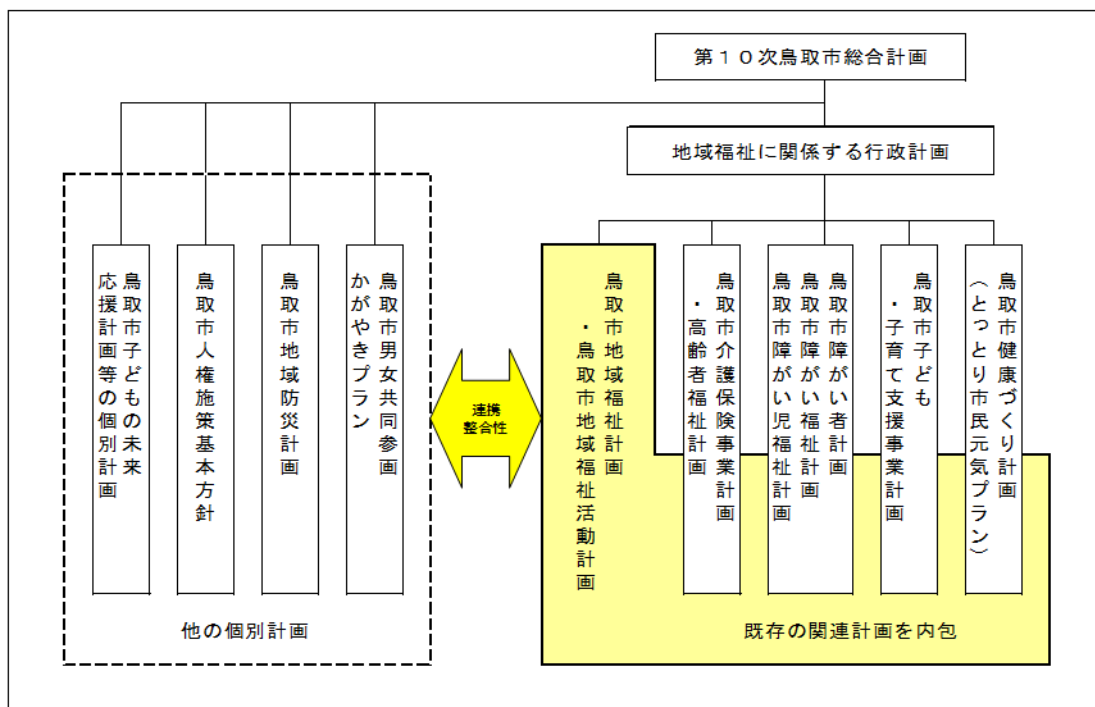
6 計画の位置付け

本計画は、国や県の考え方及び本市の「第10次鳥取市総合計画」を踏まえ、他の部門計画との整合に配慮し、計画の推進に当たっては、新たな課題や環境の変化に柔軟に対応することとします。

このため、「鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画」、「鳥取市障がい者計画及び鳥取市障がい福祉計画」、「鳥取市子ども・子育て支援事業計画」、「とっとり市民元気プラン（鳥取市健康づくり計画）」との整合を図るとともに、「地域福祉計画」と各個別計画の対象分野が重なる部分については、個別計画の施策をもって「地域福祉計画」の一部とみなします。

また、男女共同参画、防災、人権などの他の個別計画と連携を図るとともに、福祉及び保健分野の個別計画の策定や見直しにおいては、「地域福祉計画」の理念や目標に照らして行うこととします。

【計画の位置づけ・他の福祉計画との関係性】



7 計画の期間(案)

旧地域福祉計画は、平成16年度から平成20年度までの5年間の計画としていました。今回策定する地域福祉計画は、介護保険事業計画・高齢者福祉計画などの他の福祉関係の行政計画の計画期間等を踏まえ、平成31年度から平成36年度までの6年間の計画として策定します。

また、計画の進捗状況や地域福祉を巡る社会情勢の変化等を把握して、成果を検証しながら、必要に応じて柔軟に見直すこととします。

【関係計画の計画期間】

計画名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
鳥取市総合計画	第10次基本構想(平成28～37年度)											
							第11次基本構想(平成38～47年度)					
	第10次基本計画(平成28～32年度)						第11次基本計画(平成33～38年度)					
鳥取市地域福祉計画 鳥取市地域福祉活動計画 (社会福祉協議会)	第2次鳥取市地域福祉計画 ・第4次鳥取市地域福祉活動計画 (平成31～36年度)											平成36年度～
鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画	第6期計画 (平成27～29年度)			第7期計画 (平成30～32年度)			第8期計画 (平成33～35年度)			第9期計画 (平成36～38年度)		
鳥取市障がい者計画	基本計画(平成27～35年度)											
鳥取市障がい福祉計画	第4期計画 (平成27～29年度)			第5期計画 (平成30～32年度)			第6期計画 (平成33～35年度)			第7期計画 (平成36～38年度)		
鳥取市障がい児福祉計画				第1期計画 (平成30～32年度)			第2期計画 (平成33～35年度)			第3期計画 (平成36～38年度)		
鳥取市子ども・子育て支援事業計画	支援計画(平成27～31年度)											
鳥取市健康づくり計画 (とっとり市民元気プラ)	第2期計画(平成28～32年度)						第2期計画(平成33～37年度)					